

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人親誠会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年12月20日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 法人運営面について、不備が見受けられるので法令、定款等に則り適切に運営に当たられたい。
- ・ 会計面について、不備が見受けられるので専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用するなどして改善を図られたい。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>口頭での確認のみであったため、現在の評議員、理事及び監事について再徴取する。</p> <p>今後は、評議員、理事及び監事の候補者本人から履歴書及び誓約書等を徴取し、適正な運営に努める。</p>
<p>2 平成29年度決算について、評議員会に報告したのみで、承認を受けていなかった。</p> <p>については、定款第10条及び第32条第2項に基づき計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録について評議員会の承認を得ること。</p> <p>(法第45条の30第2項、定款第10条、第32条第2項)</p>	<p>平成29年度決算については、次回定時評議会開催時に承認見込みである。</p> <p>今後は定款に従い、適正に運営する。</p>
<p>3 理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	<p>現在も欠席が続いていることから、理事の改正を行うよう、後任者検討中である。</p>
<p>4 理事会において、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評</p>	<p>今後は、指摘の内容について、理事会で決議し、議事録にもれなく記録する。評議員会の招集について、適正な運営に努める。</p>

	<p>議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日々の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	
5	<p>理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告が行われていなかった。</p> <p>ついては、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>今後は、報告事項を議事録にもれなく記録する。</p>
6	<p>役員等報酬規程については、新評議員による(定時)評議員会の決議によらなければならないところ、新評議員による評議員会で決議が行われていなかった。</p> <p>ついては、役員等報酬規程は評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得て改正すること。</p> <p>(法第45条の35)</p>	<p>役員等報酬規程については、次回定時評議員会開催時に承認見込みである。</p>
7	<p>合理的な理由により競争入札に付すことが適当でないと認められる場合において、随意契約によることができるが、経理規程第68条第1項各号に規定する合理的な理由がないにもかかわらず、随意契約しているものがあつた。</p> <p>ついては、経理規程及び入札通知1(3)に基づき、適切な事務手続を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第68条第1項、入札通知1(3))</p>	<p>今後は、経理規程に基づき、適正な事務手続に努める。</p>
8	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 基本金明細書の前年度末残高が貸借対照表の前年度末と一致していなかった。</p>	<p>計算書類の附属明細書の記入漏れ及び記入誤りであり、今後は、適正な書類整備に努める。</p>

	<p>② 引当金明細書の賞与引当金について、賞与引当金の期首残高、当期増加額及び当期減少額が、総勘定元帳と一致していなかった。</p> <p>③ 引当金明細書にケアホーム昭和町（公益事業）の退職給付引当金を記入していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。 （運用上の取扱い 25（1）、（2）ア、イ）</p>	
9	<p>区分間の繰入れについて、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 社会福祉事業区分から公益事業区分への事業区分間繰入金収入（支出）について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>② 拠点区分間繰入金収入（支出）について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるので留意すること。 （老発第 188 号第 2 の 3（1）、第 3 の 1）</p>	<p>今後は、限度額を超えた繰入を行わないよう、適正な経理処理に努める。</p>
10	<p>財産目録について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 取得年度、使用目的、取得価額、減価償却累計額を記入していなかった。</p> <p>② 場所物量等の未記入の箇所があった。</p> <p>については、運用上の取扱い 26 及び別紙 4 の記載例に従って財産目録を作成すること。 （運用上の取扱い 26、別紙 4）</p>	<p>指摘の件については、平成 30 年度分から、運用上の取扱い 26 及び別紙 4 の記載例に従い、適正な書類整備に努める。</p>